



# 埼玉県報

第 2684 号  
平成 27 年(2015 年)  
4 月 3 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- さいたま市、川越市及び越谷市との委託契約（保健医療政策課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 桶川都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙の選挙期日等（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙長の事務に併せて行う選挙区（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじの日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票及び開票の順序（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（選挙管理委員会）
- 平成 27 年 4 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1、3 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

# 告示

## 埼玉県告示第三百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十七年四月三日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
<p>埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十九号から第四十一号まで、第五十九号、第六十五号から第七十二号まで、第八十号から第八十四号まで、第八十六号、第八十八号、第八十九号、第一百一号、第一百二号、第三十二号、第三百三十四号、第三百三十五号、第四百四十四号から第四百四十七号まで、第四百六十五号、第四百六十七号、及び第六十八号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取り扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 越谷市 越谷市長 高橋 努</p>	<p>平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで</p>

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

さいたま市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・一一号 産業道路

#### 三 事業施行期間

平成二十七年四月三日から平成三十四年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

桶川市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

桶川都市計画道路事業三・四・二三号 坂田寿線

#### 三 事業施行期間

平成二十七年四月三日から平成三十二年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県桶川市末広二丁目及び三丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

# 告示

## 埼玉県選管告示第十八号

埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙を次により同時に行う。

平成二十七年四月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

一 選挙期日 平成二十七年四月十二日

二 選挙すべき議員数

イ 埼玉県議会議員一般選挙

選挙区	議員数
南第一区 草加市	三人
南第二区 川口市	七人
南第三区 さいたま市西区	一人
南第四区 さいたま市北区	二人
南第五区 さいたま市大宮区	一人
南第六区 さいたま市見沼区	二人
南第七区 さいたま市中央区	一人
南第八区 さいたま市桜区	一人
南第九区 さいたま市浦和区	二人
南第十区 さいたま市南区	二人
南第十一区 さいたま市緑区	一人
南第十二区 さいたま市岩槻区	一人
南第十三区 上尾市・伊奈町	三人
南第十四区 桶川市	一人
南第十五区 北本市	一人
南第十六区 鴻巣市	二人
南第十七区 志木市	一人
南第十八区 新座市	二人
南第十九区 蕨市	一人
南第二十区 戸田市	二人
南第二十一区 朝霞市	二人
南第二十二区 和光市	一人
西第一区 所沢市	四人
西第二区 入間市	二人
西第三区 飯能市	一人

	西第四区	狭山市	二人
	西第五区	ふじみ野市・三芳町	二人
	西第六区	富士見市	一人
	西第七区	川越市	四人
	西第八区	日高市	一人
	西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一人
	西第十区	坂戸市	一人
	西第十一区	鶴ヶ島市	一人
	西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	二人
	西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	一人
	北第一区	秩父市	一人
	北第二区	横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	一人
	北第三区	本庄市・神川町・上里町	二人
	北第四区	深谷市・美里町・寄居町	三人
	北第五区	熊谷市	三人
	東第一区	行田市	一人
	東第二区	羽生市	一人
	東第三区	加須市	二人
	東第四区	久喜市	二人
	東第五区	蓮田市	一人
	東第六区	白岡市・宮代町	一人
	東第七区	春日部市	三人
	東第八区	越谷市	四人
	東第九区	八潮市	一人
	東第十区	三郷市	二人
	東第十一区	幸手市・杉戸町	一人
	東第十二区	吉川市・松伏町	一人
口	さいたま市議会議員一般選挙		
選挙区	西区		議員数
	北区		四人
	大宮区		七人
	見沼区		五人
	中央区		八人
			五人

岩  
槻  
区

緑  
区

南  
区

浦  
和  
区

桜  
区

五  
人

五  
人

九  
人

七  
人

五  
人

# 告 示

## 埼玉県選管告示第十九号

平成二十七年四月十二日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十七年四月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

選挙区名	選挙長	
	住所	氏名
南第一区 草加市	草加市草加二丁目一四番二二号	秋元秀雄
	草加市新里町一三一六番地	鈴木眞治
南第二区 川口市	川口市栄町三丁目二番二〇―二〇二号	湊成雄
	川口市大字安行九九三番地	五島 淳
南第三区 さいたま市	さいたま市西区大字佐知川一五三三番地一六	松田邦彦
	さいたま市西区大字指扇二三九八番地五	金子昌巳
南第四区 さいたま市	さいたま市北区本郷町四八一番地	佐藤理恵
	さいたま市北区日進町一丁目八二〇番地	井原 優
南第五区 さいたま市	さいたま市大宮区吉敷町二丁目七四番地一七〇一号室	橋本正晴
	さいたま市北区大成町四丁目五五八番地一	後藤由喜雄
南第六区 さいたま市	さいたま市見沼区大字南中丸一七一一番地一五	川上正利
	さいたま市大宮区天沼町一丁目四四〇番地	宮野 稔
南第七区 さいたま市	さいたま市中央区上落合四丁目一四番二号	近藤一良
	さいたま市中央区下落合二丁目一四番一八号	柳沼清彦
南第八区 さいたま市	さいたま市桜区西堀八丁目二七番一五号	真取正典
	さいたま市浦和区常盤七丁目一七番一〇号二〇三	鈴木 孝
南第九区 さいたま市	さいたま市浦和区東仲町一七一〇	利根 昇
	さいたま市南区太田窪二―六―一七	根本 進
南第十区 さいたま市	さいたま市南区文蔵五丁目二七番一一号	佐伯鋼兵
	さいたま市浦和区北浦和一丁目一番地三号七〇二	中村保彦
南第十一区 さいたま市	さいたま市緑区太田窪三丁目一五番四号	江橋佳恵
	さいたま市緑区三室一五五五番地	清水達夫
南第十二区 さいたま市	さいたま市岩槻区大字増長一―一六番地	三次宣夫
	さいたま市岩槻区本町二丁目一―一番四号	内藤和夫
南第十三区 上尾市・伊奈町	上尾市大字瓦葺一二九五番地一	黒須達也
	上尾市大字今泉二五五五番地六	日水正敏

西第十四区	桶川市	桶川市東一丁目三番二九号	秋山有世
南第十五区	北本市	桶川市大字川田谷五一五三番地の二 北本市深井四丁目六一番地 北本市西高尾六丁目五六番地	柳川達郎 深谷榮作 西澤雅恵
南第十六区	鴻巣市	鴻巣市境三九三番地二 鴻巣市本町二丁目八番三二号	新井 浩 比企加壽子
南第十七区	志木市	志木市柏町二丁目一五番二二号 志木市本町六丁目一五番三〇号	廣島直子 金子光男
南第十八区	新座市	新座市栗原五丁目一番三〇号 新座市石神五丁目四番三〇号	三木一明 鈴木 茂
南第十九区	蕨市	蕨市南町四丁目一六番七号 蕨市北町二丁目三番六号	岡田榮次 中村和雄
南第二十区	戸田市	戸田市大字新曾一七九一番地 戸田市中町二丁目一番四号	御嶽隆英 池上良久
南第二十一区	朝霞市	朝霞市本町一―一八―三四 朝霞市東弁財二―一―二四	加藤洋子 細田昭司
南第二十二区	和光市	和光市西大和団地一番三号五〇六 和光市白子二丁目一四番一二号	浪間 昇 庄子ミエ
西第一区	所沢市	所沢市大字下富一一五七番地の二七 所沢市北野南二丁目二六番地の二二	松岡幸雄 小暮博文
西第二区	入間市	入間市東町五丁目九番 一七―一〇―一号 入間市大字新久五八二番地一	武市博文 高山金之助
西第三区	飯能市	飯能市大字白子二九三番地四 飯能市新町二五番八号	浅見有二 山崎紀子
西第四区	狭山市	狭山市柏原二八九九番地の一五 狭山市大字青柳六一七番地の一	吉田仁平 渡邊起治
西第五区	ふじみ野市・三芳町	ふじみ野市西一丁目一五番三〇号 ふじみ野市大原一丁目九番三号	堀越秀夫 中馬京子
西第六区	富士見市	富士見市大字水子四九五三番地一 富士見市関沢三丁目二〇番二八号	黒田柳次 坂間正敏

東第三区 加須市	東第二区 羽生市	東第一区 行田市	北第五区 熊谷市	北第四区 深谷市・美里町・寄居町	北第三区 本庄市・神川町・上里町	北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	北第一区 秩父市	西第十三区 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	島町・吉見町	西第十二区 東松山市・川島町	西第十一区 鶴ヶ島市	西第十区 坂戸市	西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町	西第八区 日高市	西第七区 川越市	川越市野田町二丁目六―一	川越市大字小堤九〇二―一	日高市武蔵台四丁目一―番七号	日高市大字旭ヶ丘四二二番地二	入間郡毛呂山町岩井東一丁目一〇番地八	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一五三六番地一	坂戸市大字森戸一二八七番地六	坂戸市千代田四丁目一―番一五号	鶴ヶ島市大字藤金七七六番地五	鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘五二番地一七	東松山市大字石橋六七番地	東松山市松葉町三丁目一七番七号	比企郡小川町大字伊勢根一〇五番地	比企郡小川町大字下古寺四七番地	秩父市下影森九一六―一	秩父市荒川上田野一八三―三	秩父郡皆野町皆野二三一六番地四	秩父郡皆野町大字三沢二〇七七番地	本庄市傍示堂五一―番地	本庄市児玉町吉田林一四四番地二	深谷市宿根一四一七	深谷市上野台五三九―一三	熊谷市美土里町二丁目一七七番地一	深谷市上野台六二番地二	行田市大字酒巻二〇七番地二	行田市大字埼玉四一七五番地二	羽生市中央二丁目八番三号	羽生市大字下村君九一六番地一	加須市旗井一九九番地三	加須市芋荃八九番地	杉本智子	堀越孝	石元登	土屋礼子	宮崎幸夫	川村和男	高篠一	荻野登	大塚哲也	中嶋節	嶋野憲治	小林満	正木佳一	野本竝	阿部重則	原嶋岸男	中英二	横田有正	内野隆次	荒井一夫	眞下裕史	宮島典子	関口和佳	清水敏文	川島昭雄	横山晴雄	大和敏孝	橋本文男	松本繁	岡安孝雄
-------------	-------------	-------------	-------------	---------------------	---------------------	-------------------------------	-------------	----------------------------	--------	-------------------	---------------	-------------	----------------------	-------------	-------------	--------------	--------------	----------------	----------------	--------------------	----------------------	----------------	-----------------	----------------	-----------------	--------------	-----------------	------------------	-----------------	-------------	---------------	-----------------	------------------	-------------	-----------------	-----------	--------------	------------------	-------------	---------------	----------------	--------------	----------------	-------------	-----------	------	-----	-----	------	------	------	-----	-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------

東第四区 久喜市	久喜市 久喜市葛梅二丁目一七番地四	久喜市 久喜市葛梅二丁目一七番地四	本澤 本澤一郎
東第五区 蓮田市	蓮田市 蓮田市大字馬込二八九六―三	蓮田市 蓮田市上―六―二〇	田村 田村ます子
東第六区 白岡市・宮代町	白岡市 白岡市岡泉一二七六―二	白岡市 白岡市白岡九五八―一	栗原 栗原一男
東第七区 春日部市	春日部市 春日部市新川二九番地	春日部市 春日部市上柳一六六一番地一	根岸 根岸保次郎
東第八区 越谷市	越谷市 越谷市越ヶ谷一丁目四番五号	越谷市 越谷市花田二丁目一八番地二	井橋 井橋武治
東第九区 八潮市	八潮市 八潮市大字大曾根四八〇番地	八潮市 八潮市大字八條一九三番地二	瀧田 瀧田英夫
東第十区 三郷市	三郷市 三郷市高州一丁目一八〇番地	三郷市 三郷市鷹野五丁目三九五番地	昼間 昼間悦子
東第十一区 幸手市・杉戸町	幸手市 幸手市平須賀一丁目九五番地	幸手市 幸手市南一丁目一番五号	古姓 古姓勇
東第十二区 吉川市・松伏町	吉川市 吉川市大字上内川七六〇番地	吉川市 吉川市保一丁目一四番地一三ウインベルコーラス吉川一〇〇一	永塚 永塚光洋
			石出 石出順一
			新井 新井英子
			中村 中村安文
			山崎 山崎秀雄
			服部 服部純子

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十号

平成二十七年四月十二日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき、選挙会の区域と開票区の区域が同一である次の選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき、開票の事務は選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十七年四月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

南第一区 草加市、南第二区 川口市、南第三区 さいたま市西区、南第四区 さいたま市北区、南第五区 さいたま市大宮区、南第六区 さいたま市見沼区、南第七区 さいたま市中央区、南第八区 さいたま市桜区、南第九区 さいたま市浦和区、南第十区 さいたま市南区、南第十一区 さいたま市緑区、南第十二区 さいたま市岩槻区、南第十四区 桶川市、南第十五区 北本市、南第十六区 鴻巣市、南第十七区 志木市、南第十八区 新座市、南第十九区 蕨市、南第二十区 戸田市、南第二十一区 朝霞市、南第二十二区 和光市、西第一区 所沢市、西第二区 入間市、西第三区 飯能市、西第四区 狭山市、西第六区 富士見市、西第七区 川越市、西第八区 日高市、西第十区 坂戸市、西第十一区 鶴ヶ島市、北第一区 秩父市、北第五区 熊谷市、東第一区 行田市、東第二区 羽生市、東第三区 加須市、東第四区 久喜市、東第五区 蓮田市、東第七区 春日部市、東第八区 越谷市、東第九区 八潮市、東第十区 三郷市

## 告 示

### 埼玉県選管告示第二十一号

平成二十七年四月十二日執行の埼玉県議会議員一般選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十七年四月三日 午後七時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十二号

平成二十七年四月十二日執行の埼玉県議会議員一般選挙及びさいたま市議会議員一般選挙における投票の順序は次のとおりとし、開票は同時に行う。

平成二十七年四月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 埼玉県議会議員一般選挙

二 さいたま市議会議員一般選挙

ただし、特別の事情により投票用紙を同時に交付する場合はこの限りでない。

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十三号

平成二十七年四月十二日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

### 選挙区

### 制限額

南第一区	草加市	九、三四九、五〇〇円
南第二区	川口市	九、四〇八、七〇〇円
南第三区	さいたま市西区	九、七三五、八〇〇円
南第四区	さいたま市北区	八、六九六、八〇〇円
南第五区	さいたま市大宮区	一一、六四四、五〇〇円
南第六区	さいたま市見沼区	九、二七一、七〇〇円
南第七区	さいたま市中央区	一〇、四八八、六〇〇円
南第八区	さいたま市桜区	一〇、二四九、一〇〇円
南第九区	さいたま市浦和区	九、〇二四、二〇〇円
南第十区	さいたま市南区	九、八二九、二〇〇円
南第十一区	さいたま市緑区	一一、六一三、二〇〇円
南第十二区	さいたま市岩槻区	一一、四六三、八〇〇円
南第十三区	上尾市・伊奈町	九、九七四、二〇〇円
南第十四区	桶川市	九、〇四〇、七〇〇円
南第十五区	北本市	八、六四六、八〇〇円
南第十六区	鴻巣市	七、九八一、二〇〇円
南第十七区	志木市	八、八二五、九〇〇円
南第十八区	新座市	九、三五九、七〇〇円
南第十九区	蕨市	八、七四四、四〇〇円
南第二十区	戸田市	八、一三二、三〇〇円
南第二十一区	朝霞市	八、三二四、九〇〇円
南第二十二区	和光市	九、一八五、二〇〇円
西第一区	所沢市	九、七四四、六〇〇円
西第二区	入間市	八、九八一、五〇〇円
西第三区	飯能市	九、四九三、〇〇〇円
西第四区	狭山市	九、二一三、三〇〇円
西第五区	ふじみ野市・三芳町	八、八九八、四〇〇円

西第六区	富士見市	一一、二二二、九〇〇円
西第七区	川越市	九、七八二、四〇〇円
西第八区	日高市	七、七七五、七〇〇円
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	八、二七一、八〇〇円
西第十区	坂戸市	一〇、六九二、八〇〇円
西第十一区	鶴ヶ島市	八、六三四、〇〇〇円
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	八、三九一、二〇〇円
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	九、四六九、九〇〇円
北第一区	秩父市	八、四一六、一〇〇円
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	六、八六三、四〇〇円
北第三区	本庄市・神川町・上里町	八、〇五八、九〇〇円
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	八、二二七、五〇〇円
北第五区	熊谷市	八、四七〇、九〇〇円
東第一区	行田市	九、六七一、〇〇〇円
東第二区	羽生市	七、六八三、九〇〇円
東第三区	加須市	七、八一九、三〇〇円
東第四区	久喜市	九、二一一、四〇〇円
東第五区	蓮田市	八、二四四、八〇〇円
東第六区	白岡市・宮代町	九、七四三、〇〇〇円
東第七区	春日部市	九、三三三、九〇〇円
東第八区	越谷市	九、四八四、五〇〇円
東第九区	八潮市	九、五五三、〇〇〇円
東第十区	三郷市	八、五〇三、一〇〇円
東第十一区	幸手市・杉戸町	一〇、七六一、六〇〇円
東第十二区	吉川市・松伏町	一〇、四八四、二〇〇円

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十四号

平成二十七年四月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、三八二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三九、八八六八

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市	六五、六五六人
南第二区 川口市	一四四、〇九八人
南第三区 さいたま市西区	二三、四三七人
南第四区 さいたま市北区	三八、五二八人
南第五区 さいたま市大宮区	三一、一〇三人
南第六区 さいたま市見沼区	四三、一四六人
南第七区 さいたま市中央区	二六、四六〇人
南第八区 さいたま市桜区	二五、四九九人
南第九区 さいたま市浦和区	四一、一五八人
南第十区 さいたま市南区	四七、六二四人

南第十一区	さいたま市緑区	三〇、九七七人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三〇、三七七人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七三、一八三人
南第十四区	桶川市	二〇、六四六人
南第十五区	北本市	一九、〇六四人
南第十六区	鴻巣市	三二、七八一人
南第十七区	志木市	一九、七八三人
南第十八区	新座市	四三、八五三人
南第十九区	蕨市	一九、四五六人
南第二十区	戸田市	三三、九九四人
南第二十一区	朝霞市	三五、五四二人
南第二十二区	和光市	二一、二二六人
西第一区	所沢市	九三、八八九人
西第二区	入間市	四〇、八一五人
西第三区	飯能市	二二、四六二人
西第四区	狭山市	四二、六七七人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四〇、一四八人
西第六区	富士見市	二九、四〇九人
西第七区	川越市	九四、四九六人
西第八区	日高市	一五、五六五人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一七、五五八人
西第十区	坂戸市	二七、二八〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、〇一二人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、〇七四人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二二、三六九人
北第一区	秩父市	一八、一三七人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一一、九〇一人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、四〇五人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、一三八人
北第五区	熊谷市	五五、〇七一人
東第一区	行田市	二三、一七七人
東第二区	羽生市	一五、一九七人
東第三区	加須市	三一、四八〇人
東第四区	久喜市	四二、六六二人

東第五区	蓮田市	一七、四四九人
東第六区	白岡市・宮代町	二三、四六六人
東第七区	春日部市	六五、四六九人
東第八区	越谷市	八九、七一〇人
東第九区	八潮市	二二、七〇三人
東第十区	三郷市	三六、九七二人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二七、五五七人
東第十二区	吉川市・松伏町	二六、四四三人